

ふるさとバス別院コースの運行変更について

【概要】

現在、京都先端科学大学を起終点として曾我部町、東別院町、西別院町を運行するふるさとバス別院コースについて、運行を担う京阪京都交通株式会社の運転士不足が深刻化しており、現在の路線、便数を維持することが困難な状況となっているため、令和9年4月から、亀岡市が実施主体となって、車両を小型化し、第一種運転免許でも運転可能な運行形態への転換を予定している。

【令和9年4月からの変更点】

	現在(ふるさとバス)	令和9年4月以降
事業主体	京阪京都交通(株) ※亀岡市との契約に基づく	亀岡市
運行事業者	京阪京都交通(株)	京阪京都交通(株) ※亀岡市から委託
車 両	中型バスまたは小型バス	普通自動車(乗車定員10人以内)
運 転 士	第2種運転免許保有者 ※京阪京都交通(株)が雇用	第1種運転免許保有者 ※京阪京都交通(株)が雇用
運行形態	定時定路線運行 ※道路運送法4条に基づく一般旅客自動車運送事業(緑ナンバー)	定時定路線運行(予定) ※道路運送法78条2号に基づく自家用有償旅客運送(白ナンバー)
運行経路	京都先端科学大学～曾我部町、東別院町、西別院町～京都先端科学大学	曾我部町、東別院町、西別院町からJR亀岡駅までの直通を検討 ※運行経路は今後アンケートやワークショップを経て決定
運 賃	150円～200円	現在の運賃を基本に検討

【今後の予定】

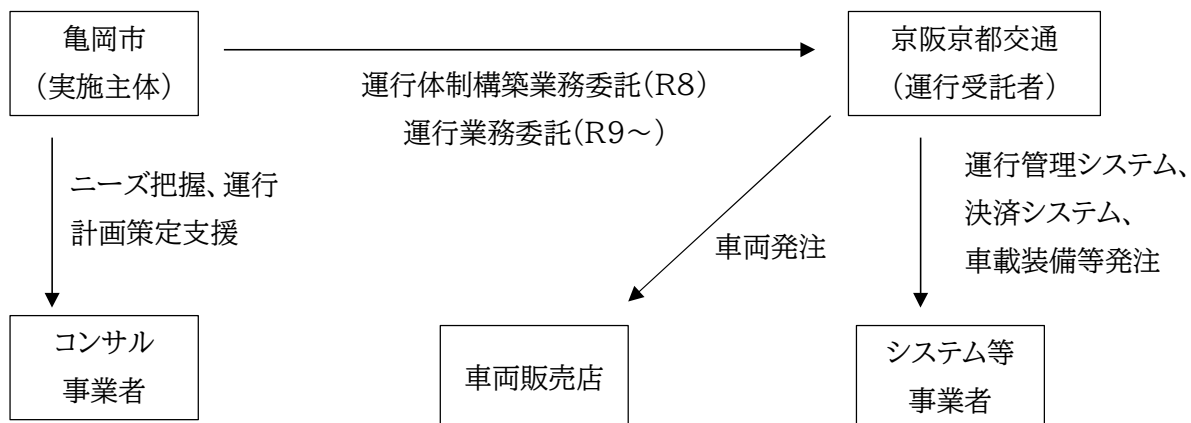
- ・8月中 住民へのアンケート調査実施
対象：曾我部町、東別院町、西別院町の各自治会加入世帯
- ・9月中 ふるさとバス別院コース利用者へのアンケート調査実施
対象：調査期間(1週間)に別院コースに乗車した方
- ・10月以降 自治会住民向けワークショップの開催
対象：曾我部町、東別院町、西別院町の各町住民
内容については今後検討
- ・12月末まで 運行計画案を作成
- ・令和9年1月 亀岡市地域公共交通会議開催
内容：自家用有償旅客運送の届け出内容について
- ・令和9年4月 運行開始(ふるさとバス別院コースは休止又は廃止)

【亀岡市と京阪京都交通㈱の役割分担】

項目	亀岡市	京阪京都交通
運輸局申請	・申請主体	・協力事業者
運行計画	・地元調整 ・利用者、住民ニーズ調査 ・運行計画案作成 ※コンサルタント事業者委託	・停留所設置 ・運行管理システム整備
車両	・仕様確認 ※覚書等により、車両の使用権原は亀岡市にあるものとする。	・車両調達 ・車載装備、付帯設備調達
運転士	・募集に係る協力	・雇用、教育 ・大臣認定講習実施 ・シフト管理 ※1種運転士が充足しない場合は2種運転士の乗務も可
運行開始後	・運行責任 ※京阪京都交通㈱へ運行業務を委託	・運行管理 ・車両整備 ・運賃の収受、管理 ・停留所等設備管理 ・問い合わせ対応
その他	・運行経費から運賃収入を差し引いた分を委託料として支払い。 ※コミュニティバスと同様	

※令和8年度に実施するニーズ調査、運行計画案作成、運行体制構築業務については、国の『「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト・「交通空白」解消タイプ』の採択を受け、国の補助金を活用して実施します。

【概要図】



「交通空白」解消タイプ

- 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等
又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例

左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)



- ②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等)



- ④サービス提供に際し実施する要する費用
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等)

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2／3（上限1億円）

- ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1／3（定額無し）
- ※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）